

第8回三春町文化財保存活用地域計画策定協議会抄録

1 日時 令和8年2月17日(火) 午前10時～12時

2 場所 三春町役場 大会議室

3 出席者

(委員)

氏名	所属・役職等	専門分野等	備考
増子 博保	三春町商工会 前会長	商工	会長
佐久間 保一	三春まちづくり協会・文化財保護審議会委員	地域振興	副会長
神山 史昭	中妻まちづくり協会	地域振興	
佐久間 正幸	沢石まちづくり協会	地域振興	
大内 忠一	要田まちづくり協会	地域振興	
鈴木 政男	御木沢地区まちづくり協会	地域振興	
田村 信也	中郷まちづくり協会	地域振興	
圓谷 彰孝	三春町歴史民俗資料館友の会 会長	歴史	
玄侑 宗久	三春町和合会	文化財所有者	
廣田 吉三郎	文化財保護審議会 副会長	考古学	
小松 賢司	文化財保護審議会委員・福島大学人間発達文化学類 准教授	歴史学	
長田 城治	歴史民俗資料館運営協議会委員・郡山女子大学家政学部生活科学科建築デザイン専攻 准教授	建築学	
後藤 雅樹	福島県教育庁文化財課 課長	自治体	
(代理出席：福島県教育庁文化財課 佐久間浩之文化財主査)			
伊藤 晴之	三春町教育委員会生涯学習課 課長	自治体	

(事務局)

所属名	職名	氏名
三春町教育委員会	教育長	渡辺 和也
三春町教育委員会 生涯学習課 歴史民俗資料館	総括主幹兼館長	平田 禎文
三春町教育委員会 生涯学習課 歴史民俗資料館	主査	西 宏恵

(文化財保存活用地域計画策定業務支援事業受託業者)

所属名	職名	氏名
株式会社 プレック研究所 歴史・文化計画部	主査	森岡 里奈
株式会社 プレック研究所 企画開発部	部長代理	山本 浩一

4 欠席者

氏名	所属・役職等	専門分野等	備考
細川 秀夫	岩江まちづくり協会	地域振興	
高橋 龍一	みはる観光協会 副会長	観光	

5 配布資料

- ・地域計画 素案（2026年1月） 【資料1】
- ・地域計画 事務局案（2025年12月）にかかる意見および回答 【資料2】
- ・地域計画 素案 資料編（2026年1月） 【資料3】
- ・スケジュール・協議内容 【別紙1】
- ・地域計画 素案（2026年2月） 【当日資料1】
- ・地域計画 素案（2026年1月）にかかるパブリックコメントの意見および回答案 【当日資料2】

6 議事の経過および要旨

1. 開 会

2. 教育長あいさつ

教育長の渡辺です。協議会の皆様におかれましては、会長をはじめ本当に長い間ご協力いただき、三春町文化財保存活用地域計画の作成にお知恵を拝借し、ありがとうございました。相談がまとまり、2月13日までパブリックコメントも行い、それを受けての今回の協議となります。町にとって大変大事な計画で、今後何十年も先の三春、これから先の町の発展を考えての作成ですので、町民のご理解をいただければ大変ありがたいです。どうぞよろしく願いいたします。

3. 議 事

(1) 三春町文化財保存活用地域計画 素案について

事務局より、当日資料1・2にそって説明

【説明概要】

- ・地域計画 事務局案（2025年12月）に対して12月27日から実施した書面会議では、1名の委員から3件の意見が寄せられた。
- ・地域計画 素案（2026年1月）に対して1月30日から2月13日にかけて実施したパブリックコメントでは、5名の町民から67件の意見が寄せられた。
- ・委員意見及びパブリックコメントの意見を反映し、地域計画 素案（2026年2月）を作成した。

【質疑・意見】

(宝物の名称及び概要等について)

委員) p.42「(7) 中郷地区」2行目に「樋渡神社」、p.資-47の表資-13に「樋渡熊野神社」、p.資-82の537番に「樋渡神社〔本殿、拝殿〕」とあり、これらは全て同じものだが、正式名称に統一されていない。他の宝物の表記も、呼称であって正式名称ではないものがあるかもしれない。

平田館長) 古い資料には「樋渡神社」と記されているが、正式名称は「樋渡熊野神社」とすべきか。

委員) 神社の標柱には「樋渡熊野神社」と表示されている。

平田館長) では、「樋渡熊野神社」に統一する。

また、会議の前にいくつか指摘があった。p.資-35の表資-3「富沢五箇」の概要等の「正楽館」は「聖楽館」、p.資-37の表資-5「春日神社」の概要等の「草深内」は「白光内」の間違

いであるため、修正する。

(庚申塔の保存、まるごとミュージアムについて)

委員) p.資-89 の 759 番「庚申塔、日待・月待塔」について、最近古い墓を片付ける動きが活発で、その一角に庚申塔があっても処分されてしまうことが多い。1ヶ所に集めては意味がないため各地にあることが大事だが、目立たず、どれくらい把握されているかは不明で、このままでは保存されない。

p.60「措置 10-4 まるごとミュージアム」について、山梨県の事例では、空き家対策の一環として、アーティストに作品を展示してもらい、空き家を利用していった。そのような空き家対策についても考えているのか。

平田館長) 庚申塔や石塔類は各地にあり、全てを把握できているわけではない。今後計画を進める中で、まずは所在地を確認し、現地での保管が難しいものは移動の履歴を明確にした上で整理することを考えている。1ヶ所に集積させるとしても、地区や旧村単位で集めるのが望ましい。

「まるごとミュージアム」は博物館や文化財保護に関連して使われる用語であり、現時点で空き家対策と連携できているわけではない。今期は予算規模の大きな事業は難しいため、まずは着手し、次期以降で宝物の活用を空き家対策とも連携させていきたい。

委員) 三春の民間信仰の盛り上がりやダム造成の影響を調べるため、146 地点全ての神社の庚申塔を調べて写真を撮り、位置や作成年をまとめた。何かに活用してもらいたい。

委員) 土地の人が見て、これを動かしてはいけない、廃棄してはいけないということが分かるような、マークのようなものをつけるなど、町が主体で対策が取れたら良い。

委員) 石塔に自分の先祖の名前があれば地元の人には大切に思う。そもそも一般的に庚申塔等が何なのかは分かりにくいいため、講演会や資料で発信していかなくてはならない。

(歴史の記述の工夫、把握調査・宝物の追加について)

委員) 宝物リストや歴史的背景の記述に写真を追加して欲しい。最初から歴史の知識がある人が見ればよくできた計画になっているが、町民に普及するためには宝物の写真がもっと必要だと思う。また、他市町村の地域計画で、「このような歴史があり、このような文化財が残っている」と歴史的背景が宝物に結びつくように書かれたものは分かりやすく感じた。例えば、近現代について、歴史の記述の最後が工業団地や小学校のような未指定文化財の話になり、それらの写真がある構成だと読みやすい。

p.資-53「既往の把握調査の一覧」に文化庁の近現代建造物重点調査事業を追加し、そこに掲載された建造物をリストに追加して欲しい。リストに近現代の宝物をもっと増やしても良いのではないか。

平田館長) できる範囲で修正を行う。また、来年度の7月に認定された暁には、資料館で計画を中心とした展示を行い、一般の人にも分かりやすい、簡単なパンフレットを作って配布する予定である。

委員) 計画はインターネットで公開するのか。

平田館長) そうである。

委員) リストに載せた宝物は簡単には壊せない対象になり、町民の意識の醸成に繋がるため、

説明が補足されると良いと思う。歴史的背景も可能であれば少し加筆して欲しい。
平田館長) 近現代建造物重点調査事業は、調査に協力したはずだが結果は知らされていない。
委員) 文化庁のウェブサイトには上がっている。後で送付する。
平田館長) こちらで探してみる。

(文言の修正について)

委員) p.14 の 2ヶ所の「盆太鼓」の表記が「盆太鼓」になっている。
委員) 事務局は修正するように。

委員) p.64 「措置 A-3 三春滝ザクラ保存管理計画の検討」について、国庫補助事業を想定しているのであれば、平成 30 年の文化財保護法改正により、対象となる計画の名称が「保存活用計画」に変わっているため修正した方が良い。
平田館長) おそらく国庫補助を申請するため、「保存活用計画」に修正する。

委員) パブリックコメント 18 番についての事務局説明がよく分からなかった。まだ修正できていないということか。
平田館長) 修正はしたが、文言が一部抜けていた。p.22 の「中心市街地の…」の語尾が「…街路整備も」で終わっているが、「…街路整備も一段落しました」が正しいため、再修正する。
委員) 了解した。

(計画素案の承認について)

増子会長) 出た意見について事務局で検討するが、基本的には現在の計画素案を文化庁に提出するというところで問題ないか。
平田館長) 最終的な見直しを行い、文章や用語の調整を行う可能性はあるが、基本的には現在の素案で了承いただければと思う。
(異議なし)
増子会長) では、委員に承認いただいたということで進めてもらいたい。

(スケジュールについて)

委員) 今後のスケジュールを再度説明して欲しい。
平田館長) 別紙 1 を見てもらいたい。今回の第 8 回協議会で承認をいただいたため、この内容を 2 月 27 日に文化財保護審議会で報告し、了承が得られれば教育委員会や議会に報告する。来年度文化庁へ申請し、認定は 7 月になる予定である。認定後は、本協議会から継続して関わっていただく方や、推薦団体から新たに参加していただく方で、(仮称) 三春町文化財保存活用地域計画推進協議会を組織する。計画は、認定後に少数印刷するが、基本はホームページでの公開となる。10 月～11 月頃に歴史民俗資料館で関連展示を行い、フォーラムの形で町民へ説明を行い、三春町の宝物の保存・活用を図っていく。
委員) では、この三春町文化財保存活用地域計画策定協議会は今回の第 8 回で終了ということが良いか。
平田館長) そうである。

委員) 了解した。

(墓地の保存について)

委員) 全体に関して、何か意見や質問はあるか。

委員) 未指定文化財リストに墓地や旧墓地が含まれているが、どの程度の墓地なのか。私の村にも古い墓地があったと思う。

平田館長) リストに掲載した墓地、旧墓地は、平成 28 年の建設課の国土利用計画の更新にあたって、各まちづくり協会から宝物として挙げられたものである。

委員) 中郷地区にも個人が管理している古い墓地がいくつかあるが、現在正確に把握できているわけではない。計画期間の 5 年間で追加していくことは可能か。

平田館長) 文化財は公共的な財産を指すため、どこまで扱うかの線引きや判断が難しいが、個人の所有物でも地域で守ることで文化財的な扱いにしていけることもある。町としては、古い墓地が大切だと町民に思ってもらえるような活動を進め、地域の方々と話をして、今後の管理方法を判断してもらう必要がある。

委員) 古い墓と新しく用意した墓の両方に参るのは大変なため、古い墓を整理したいという動きはどの地域にもある。古い墓の魂抜きを頼まれることもあるが、複数軒の家の先祖がまともまっている場合も多く、保存するか整理するか関係者で意見が分かれることもあり、どう対応するかは難しい。

委員) 平田館長が話したように、文化財と個人との線引きの問題になるだろう。

平田館長) 複数軒の共同の墓地はまだ扱いやすい。個人宅の石碑は完全に個人のものであるため、立派なものだからと保存を頼んでも、行政から補助が出るわけではなく、為す術ないまま壊される事例もある。

委員) 関係者から保存の声が上がらなければ手の打ちようがない。複数の意見が出てきた場合は、個別に議論するしかない。

委員) 貝山の百姓一揆のリーダーだった甚十郎・紋十郎の墓が福聚寺にあるが、守っているのは子孫ではなく寺である。有名な人の墓でも、公共性がなくては寺でも守れない場合もある。

委員) どこまで保存に関与できるかは難しい。これからも考えていかねばならない。

4. 閉会